

春日井市青少年女性センター運営委員会要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市青少年女性センターを円滑に運営するに当たり必要な意見を求めるため、春日井市青少年女性センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 委員会において意見を求める事項は、春日井市青少年女性センターの事業の運営に関する事項とする。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が依頼する。

(1) 利用者の代表者

(2) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、前条第2項第1号の委員は、利用者でなくなつたときに委員の職を解くものとする。

(座長)

第5条 委員会に、座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は、委員会の会議を進行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民生活部男女共同参画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は市長が定める。

附 則

この要綱は、平成2年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成9年5月1日から施行する。

2 この要綱施行の際、現に春日井市青少年女性センター運営協議会委員である者の任期は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、平成9年4月30日までとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(春日井市勤労青少年ホーム運営委員会要綱の廃止)

- 2 春日井市勤労青少年ホーム運営委員会要綱（平成9年5月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市青少年女性センター運営委員会要綱第3条2項の規定により委嘱され、又は任命されている春日井市青少年女性センター運営委員会委員は、改正後の春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会要綱第3条第2項の規定により依頼された春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会委員とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会要綱第3条2項の規定により依頼されている春日井市青少年女性センター・勤労青少年ホーム運営委員会委員は、改正後の春日井市青少年女性センター運営委員会要綱第3条第2項の規定により依頼された春日井市青少年女性センター運営委員会委員とみなす。